

岡山県医師会福祉部制度一覧表（平成29年7月）

制度の種別・名称	開始年月	補償の内容及び対象		加入対象及び資格	保険料等	保険料の支払方法	加入手続	契約期間	加入口数	備考	運営主体及び契約保険会社
福祉部災害見舞金制度 (福祉部第2制度)	昭和31年4月	1 災害(火災・水害等)に対する見舞金 1口200万円(5口1,000万円を限度) ①全焼(全壊)100%以内 ②半焼(半壊)50%以内 ③軽焼(軽壊)10%以内(火災の場合は、消防車が出動した場合に限る。) 2 災害対象物件は建物(病院・診療所・住宅)及び動産(医療機械器具一式及び家財) 3 病院・診療所及び住宅が別々の建物で、かつ、別々の地域にある場合、その各々に対して最高5口1,000万円まで申込むことができる。		本会会員 (任意加入)	○部費として、年額1口200万円について1,500円(部費の料率は本会代議員会において定める。)	○部費納入方法 年2回に分納、委任により指定口座から引き落とす。または岡山県医師会福祉部宛の直接支払い。	○所属郡市等医師会を経て岡山県医師会福祉部へ申込む。	1年間 期間満了前に特別の申出のない場合は自動継続	5口まで (ただし、補償の内容及び対象の欄参照)		岡山県医師会福祉部
福祉部団体所得補償保険制度 (福祉部第3制度)	昭和52年7月	(平成29年7月31日適用)	医の師会付A及びB制会員度	○傷害死亡一時金 死亡時1人当たり50万円	A, B会員並びにその配偶者・子供・両親・同居の親族・申告のあった従業員	保険料は、岡山県医師会が負担し、保険金の受け取りは、保険金相続人とする。	○岡山県医師会福祉部へ申込む。 (加入者申込書が必要)	○掛け捨て制による1年間決算方式			
			全会員任意加入団体所得補償	○傷病による休業時の所得補償 A, C, E型: 傷害保険付休業所得補償 月額 1口10万円×加入口数 傷害保険1口500万円×加入口数 B, D, F型: 休業所得補償 (傷害保険なし) 月額 1口10万円×加入口数 ○補償期間 A, B, E, F型: 12ヵ月まで C, D型: 24ヵ月まで ○免責期間 休業した日から起算して7日間は補償の対象にならないが、E, F型は免責期間に入院があった場合は対象となる。	○A, B, E, F型は89才以下の本会全会員 (ただし、80~89才の方は継続加入のみ) ○C型, D型は63才以下の本会全会員	○保険料は年齢により、傷害保険④(A, C, E型), ⑤(B, D, F型)、補償期間(12ヵ月: A, B, E, F型 24ヵ月: C, D型)により異なるので、別表を参照(団体割引30%が適用される。)	○年1回払いとし、委任により指定口座から引き落とす。または岡山県医師会福祉部宛の直接支払い。	○岡山県医師会福祉部へ申込む。 ○医師の診査不要(告知書が必要)	1年間 毎年7月1日契約更新、掛け捨て制による1年間決算方式	・~69才 最高40口まで、ただし、A・C・E型(傷害保険付)は合わせて20口まで。 ・70~79才 最高20口まで(ただし、継続加入にかぎりあります。新規加入は最高10口まで可能です。) ・80~89才 最高5口まで(ただし、継続加入の方のみ)	○保険会社との折衝は岡山県医師会福祉部において有利に運ぶ。 ○保険金は非課税扱い。 ○無事故の場合は保険料の20%の無事故返戻がある。
福祉部グループ生命保険制度 (福祉部第5制度)	昭和48年5月	○給付額(1口につき) ○疾病による死亡・高度障がいの場合 500万円 ○不慮の事故の場合 ・死亡 1,000万円 ・高度障がい 800万円 ・障がい給付(1級~6級) 20万円~200万円 ・入院給付 1日あたり3,000円(5日以上入院で120日を限度とする。) ○不慮の事故とは、交通事故はもとより火災、ガス中毒、スポーツ、転倒等の偶発的な事故をいう(感染症予防法に指定された疾病による場合は、死亡のみ)。		○任意加入 50才6ヵ月以下の本会全会員と配偶者 ○75才6ヵ月まで継続可能 ○2才6ヵ月~22才6ヵ月までの子息(健康保険法に定める被扶養者の範囲) ※7月1日の契約更新時の年齢	○保険料は年齢により異なるのでパンフレット参照(年齢群団別保険料方式)	○年4回に分割し、委任により指定口座から引き落とす。または岡山県医師会福祉部宛の直接支払い。	○岡山県医師会福祉部へ申込む。 ○健康診査不要	1年間 毎年7月1日契約更新、特別の申出のない場合は自動継続	・55才6ヵ月以下...8口まで ・60才6ヵ月以下...4口まで ・65才6ヵ月以下...3口まで ・75才6ヵ月以下...2口まで ・配偶者...1口または2口(会員の加入口数まで) ・子息(2才6ヵ月~22才6ヵ月)1口一律400万円		日本生命保険相互会社(幹事会社)及び富国生命保険相互会社及びメットライフ生命保険株式会社との団体契約